

紛 争 事 例 (1)

1 事案の概要

- (1) 平成18年10月 繁殖牝馬の預託契約を口頭で締結
預託料月5万円
- (2) 19年春 種付け（フリーリターン特約あり）、種付
料150万円、不受胎
- (3) 20年春 フリーリターン特約に基づき種付け、受胎
- (4) 21年1月 流産
- (5) 21年2月 他の牧場に移動（預託契約終了）
- (6) 80万円の預託料未払があったので馬主に請求したところ、馬主
から、流産は生産者の善管注意義務違反に基づくもので、流産によ
って150万円の損害を受けたので、預託料未払分80万円を損害
賠償請求権のうち80万円で相殺すると言われた。

2 争 点

繁殖牝馬出産時までの生産者の善管注意義務とはどのようなもの
か、本件ではこの善管注意義務違反があったのか。

3 関連する事項

- (1) 仔分け契約に基づいて生産した産駒が放牧中に他の馬と衝突し
て死亡した。
- (2) 庭先取引で産駒を売却、引渡期は6ヶ月後、放牧中に他の馬に蹴
られて死亡した。
- (3) (1)および(2)の場合、放牧にあたっての善管注意義務とはどのよう
なものか。
- (4) 発展の問題
(2)の場合、引渡時に残金300万円を支払ってもらおう約定であっ
た。この残金は支払ってもらえるか。

事 例 解 説 (1)

1 善良な管理者としての注意義務

(1) 注意義務の内容、程度

自己の財産におけると同一の注意義務

善管注意義務→通常の生産者としての注意義務

(2) 注意義務の違反が著しい場合

重大な過失

(3) 故意

結果が発生することを認識してあえて結果が発生させる行為
をおこなうこと

2 統一契約書上の規定

(1) 引渡期日までは善管注意義務

(2) 引渡期日経過後は故意または重大な過失

(3) 北海道市場

引渡期日までは善管注意義務、引渡期日経過後は自己の財産に
おけると同一の注意義務

(4) セレクトセール

引渡期日までは自己の財産におけると同一の注意義務

3 出産にあたっての生産者の善管注意義務

(1) 受胎した繁殖牝馬に無事に出産させる義務

(2) その注意義務の内容

① 流産の原因

ア 馬鼻肺炎ウイルスなどによる感染症 18%

イ 非感染によるもの（細菌・真菌による胎盤炎） 25%

ウ 不明 57%

- ② 流産の原因を明らかにしたうえで、どのような飼養管理をすれば流産の結果が防げたかを考える。

そのうえで、通常の生産者としてその回避措置を取るべきであったかどうかを判断する。

- ③ アについて

ワクチンの接種、牧場として防疫態勢

イについて

馬房内は清潔に保たれているか。

ウについて

受胎馬について日々どのような飼養管理をおこなっていたかが問われる。

4 放牧にあたっての注意義務

- (1) 事故のないように安全に放牧する義務

- ① 放牧地での事故の内容

本件では衝突、他馬に蹴られる。

- ② 放牧地の選定は適切であったか。

場所、広さ

- ③ 放牧の方法は適切であったか。

放牧の頭数、個性の把握

- (2) 衝突について

この原因が相当数の1才馬を狭い放牧地に放牧したことによって生じたとき→善管注意義務違反が疑われる。

- (3) 蹴られた場合

個性の把握は十分であったか。

5 発展問題

- (1) この事故が生産者としての善管注意義務に違反する過失によっ

て生じたときは、残代金を支払ってもらえないばかりでなく、買主に損害賠償（受領済みの代金）をしなければならない。

(2) この事故が生産者としての善管注意義務に違反する過失によって生じたものでないときは、危険負担の問題となる。

① 民法534条1項は、特定物（産駒）に関する物権（所有権）の移転を契約の目的にした場合において、その物が債務者の責めに帰することができない事由によって滅失（死亡）したときは、その滅失は債権者の負担に帰する。

② この民法の規定については、売主の引渡義務と買主の代金支払義務は対価の関係があり、事故によって引渡義務が消滅したら代金支払義務も消滅すると考えるのが合理的であるから、民法534条が適用されるのは引渡がなされた時などであるとする有力な反対説がある。

③ 口頭での契約および危険負担のない契約書での契約では、上記①、②いずれによるかが争点となる。

④ 統一契約書では、売買契約の締結により危険は債権者に移り、買主は残代金を支払わなければならない。

紛 争 事 例 (2)

1 事案の概要

- (1) 1歳の春に売却し、秋に引渡（代金全額決済）
- (2) 秋に育成場に入り、馴致後2才の春から騎乗
- (3) 騎乗中、腰フラの疑いが生じ、診断を受けたところ、腰フラの確定診断、廃馬とした。
- (4) 買主は売買目的物に瑕疵があったとして売買契約を解除し、売買代金＋育成料の合計額の損害を受けたとして損害賠償請求

2 争 点

瑕疵担保に基づくものとしてこの請求は認められるか。

3 関連する事項

売却した馬が育成場を経てJ R Aの厩舎に入ったが、ゲートに入らず、結局ゲート試験を受けることなく退厩

買主は、産駒を将来競走馬として使う目的で購入したのであって、この目的を達することができなかつたので、瑕疵があると主張。

売買代金＋育成料＋調教料の合計額の損害を受けたとして損害賠償請求

事 例 解 説 (2)

1 腰 フ ラ

生後 12～24 ヶ月齢の若馬に発症
脊柱管の狭窄により運動障害

2 民法上の瑕疵担保責任

目的物に隠れた瑕疵があったときは、これを知った時から 1 年以
内に権利行使

- (1) 瑕疵とは物質的な欠陥をいうので、腰フラは瑕疵に該る。
- (2) この瑕疵は売買契約時に隠れていたものであることを要する。
 - ア 契約時発症していれば隠れた瑕疵になる。
 - イ 契約後に発症したとすれば、瑕疵担保責任の問題ではなく、腰フラが生産者の責に帰すべき事由によって発症したかが問題となり、通常は否定される。
 - ウ 契約時発症していたかどうかを判断するのは困難
- (3) 買主は騎乗運動後、腰フラであることを知ったのであるから、1 年以内に権利行使をおこなったことになる。
- (4) 口頭の売買契約、瑕疵担保責任につき瑕疵を限定する条項のない契約書によって売買契約を締結したときは、この民法上の規定によって判断される。

3 統一契約書

瑕疵が限定され、権利行使も売買契約後 2 週間以内に発見し通知することを要する (9 条 1 項)。

したがって、腰フラは限定された瑕疵以外の瑕疵として解除原因とできないし、損害賠償の請求もできない (9 条 2 項)。

4 ゲート試験不合格は瑕疵といえるか。

産駒は将来競走馬として使用することを前提に購入されるのであるから、競走馬として使用できなかった場合は目的を達しえなかったことをもって瑕疵といえるかが問題となる（物質的な瑕疵に限定されず、主観的な瑕疵も含まれるかとの議論）。

産駒は将来競走馬として使用すべく購入されるが、全頭競走馬となれるわけではないので、契約時、かようなことをうかがわせるような事情がない限り、これを瑕疵ということはできない。